

## G&L 共生研究所規約

- 第1条 本会は「G&L 共生研究所」（以下、研究所という。）と称する。
- 第2条 本研究所は、グローバルな視野に立ち、自然、生活、文化に関して、よりよい未来社会構築と発展のために資する案を提言し、実行することを目的とする。
- 第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- （1） 地球環境、自然、生活文化、社会活動などの調査・研究と、それらを保全・継承・改善するための提言と実践。
  - （2） 研究者相互の情報交換、研究課題の検討等を通じた交流。
  - （3） 自主的な研究開発・調査および受託事業としての研究・調査
  - （4） 交流会、研究会、講座、フォーラム、シンポジウム等の企画と設営。
  - （5） 自治体、教育機関、福祉施設、地域住民、企業、団体等の、地域社会振興と活性化のための事業に協力し、事業遂行に関わる企画・提案。
  - （6） その他、目的達成に必要な活動と事業。 -
- 第4条 本研究所の所員は、上記の目的および活動に賛同する個人または団体をもって構成される。所員は所定の会費を納入するものとする。
- 第5条 本研究所には次の役員をおき、運営にあてる。役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- （1） 所長 1名
  - （2） 副所長 1名
  - （3） 事務局長 1名
  - （4） 運営委員 若干名
- 第6条 本研究所に運営委員会をおき、所長、副所長、事務局長、および若干名の運営委員によって組織する。
- 第7条 本研究所に関する基本方針を審議するための総会をおき、年1回開催する。
- 第8条 本研究所の運営は、会費、寄附金、委託費、事業収入等をもって行い、会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第9条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、所長が定めるものとする。
- 第10条 この規約の改正および規約に定めるもののほか、必要な事項は総会において決定する。決定は、参加者の過半数により行う。
- 附則1 この規約は2013年3月1日より施行する。
- 附則2 会費については別に定める。
- 附則3 事務所は下記とする。大和郡山市柳4丁目33 K-Pool 内。